改正前厚年令第三条の十の七第一項第三号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	同法第二十五条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の七第一項第四号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金
	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金
改正前厚年令第三条の十の七第一項第五号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金
	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金
改正前厚年令第三条の十の七第二項	法第六十条第二項第一号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項第一号ロ
改正前厚年令第三条の十の七第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	同法及び地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金及び平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の七第二号	国家公務員共済組合法第七十四条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項
	地方公務員共済組合法による退職共済年金	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金
	国家公務員等共済組合法による公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金及び平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法第七十六条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項
改正前厚年令第三条の十の七第三号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち

	同法第二十五条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の七第二項第四号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金
	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金
改正前厚年令第三条の十の七第二項第五号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金
	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金
改正前厚年令第三条の十の八	法第六十条第二項第二号イ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項第二号イ
改正前厚年令第三条の十の八第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	国家公務員共済組合法第七十四条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項
改正前厚年令第三条の十の八第二号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前厚年令第三条の十の八第三号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の八第四号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	同法第七十四条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項
改正前厚年令第三条の十の八第五号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち